

29 宅地造成及び特定盛土等規制法（通称「盛土規制法」）に基づく許可制度

●担当課
都市計画課
盛土規制担当
（電話048－830－5336）

目的

危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制し、盛土等に伴う災害から国民の生命・身体を守ることを目的としている。

制度概要

1 盛土規制法に基づく規制区域

盛土規制法では、都道府県知事等が、盛土等により生命・身体に被害を及ぼしうる以下の2つの規制区域を指定することにより規制を行う。

また、規制開始日以降に、規制区域内で一定規模以上の盛土等を行う場合は、あらかじめ盛土規制法の許可等が必要となる。

埼玉県の規制区域



2 許可対象となる盛土等の規模

<宅地造成又は特定盛土等（土地の形質変更）> 例 ●宅地を造成するための盛土・切土 ●太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等

①盛土で高さが1m超の崖を生ずるもの	②切土で高さが2m超の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが2m超の崖を生ずるもの（①②を除く）	④盛土で高さが2m超となるもの（①③を除く）	⑤盛土又は切土をする土地の面積が500㎡超となるもの（①～④を除く）

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます。
※図5の面積には、盛土又は切土を行う前後の地盤面の標高の差が30cmを超えない部分の面積は含まれません。

<土石の堆積> 例 ●土石のストックヤードにおける仮置き 等

⑥最大時に堆積する高さが2m超かつ面積が300㎡超となるもの	⑦最大時に堆積する面積が500㎡超となるもの（⑥を除く）

※図⑦の面積には、土石の堆積を行う土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差が30cmを超えない部分の面積は含まれません。

道路、公園、河川等の公共施設用地内で行われる盛土等については、盛土規制法は適用されません。
また、以下のような場合は、許可手続きが不要となります。
<適用除外> ▶ 国、地方公共団体等が非常災害のために必要な応急措置として行う工事
▶ 工事の施行に付随して行われるものであって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に一時的に堆積するもの など

●事業主体

「宅地造成又は特定盛土等（土地の形質変更）」
又は「土石の堆積」を行おうとする者

●根拠法令等

宅地造成及び特定盛土等規制法

●創設年度

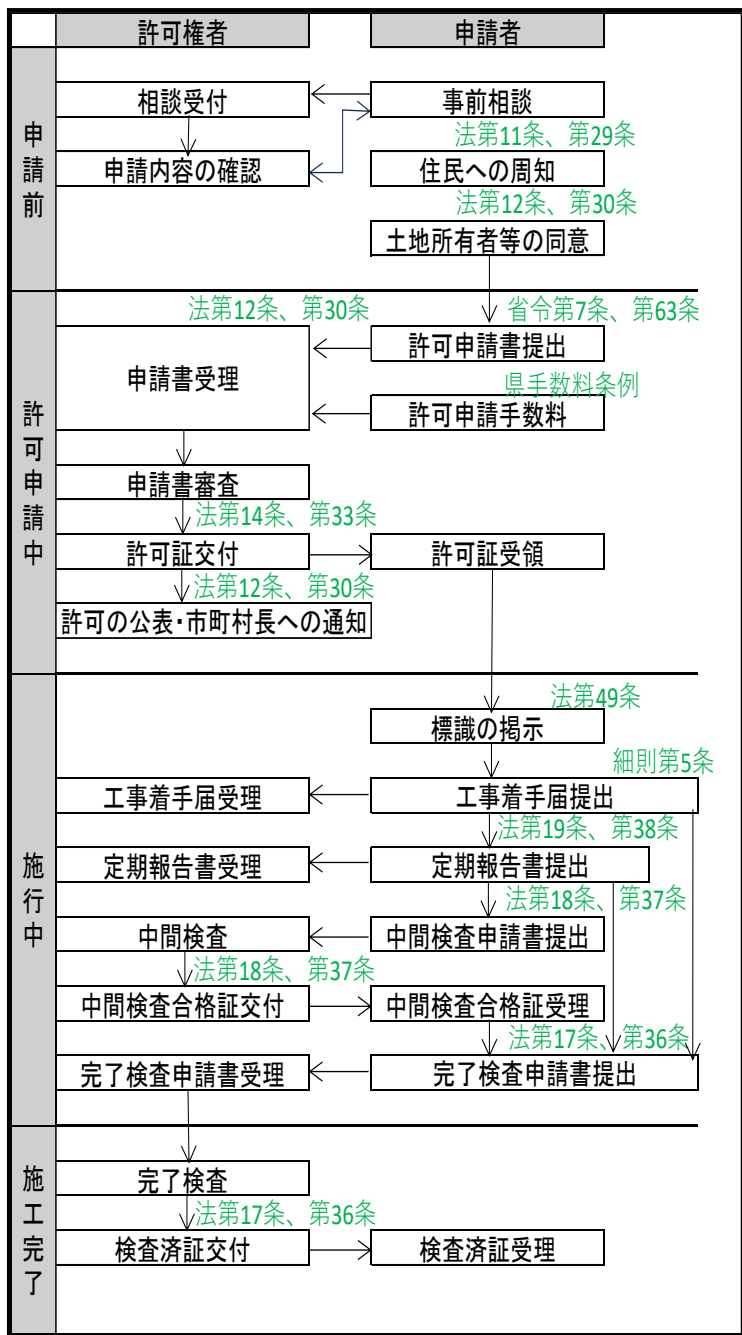
令和5年度（埼玉県では令和7年7月1日から規制開始）
（さいたま市、川越市、川口市及び越谷市は令和7年5月26日から規制開始）

●制度上の留意点

指令都市（さいたま市）、中核市（川越市、川口市、越谷市）においては、各市長が許可権者となる。

3 申請等にかかる手続き

(1) 宅地造成又は特定盛土等（土地の形質変更）



(2) 土石の堆積

